

第3回 政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会 議事録

1 日時： 平成23年2月23日（水）14:00～16:07

2 場所： 第4合同庁舎406特別会議室

3. 出席者：

（専門調査会委員出席者）

市原 兼久 愛知県県民生活部社会活動推進課主幹

稲継 裕昭 早稲田大学大学院公共経営研究科教授

岩永 幸三 佐賀県監査委員事務局副監査監

駒崎 弘樹 特定非営利活動法人フローレンス代表理事

塚本 一郎 明治大学経営学部公共経営学科教授

濱口 博史 弁護士

松原 明 特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会副代表理事

横石 知二 株式会社いんどり代表取締役社長

吉田 純夫 市民討議会推進ネットワーク代表、NPO法人みたか市民協働ネットワーク理事

（「新しい公共」推進会議委員出席者）

寺脇 研 京都造形芸術大学芸術学部教授

藤岡 喜美子 特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンター事務局長、
一般社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事兼事務局長

（政府出席者）

河野 栄次 内閣府参与

宮崎 徹 内閣府参与

山内 健生 内閣府官房審議官（経済社会システム担当）

井野 靖久 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（総括担当）

4. 議題：

- ・ 市民セクターと政府の関係のあり方について
- ・ 意見交換

○稲継座長 定刻より若干早目ですけれども、皆さんおそろいになられましたので、ただいまより「政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会」を開会いたします。

本日は井上委員は所用により御欠席となっております。また、本日は推進会議の方からオブザーバーとして寺脇委員、藤岡委員に御参加いただいております。

最初に、事務局で実施している調査について中間報告をいただきたいと思います。本専門調査会での検討に資するため、事務局において2つの調査を進めていただいておりますけれども、1つは地方公共団体における「新しい公共」の担い手との協働に関する調査、もう一つは「新しい公共」を支える法人制度に関する調査の2つの調査を進めていただいているわけですが、現在までの調査の状況について事務局から御説明をお願いいたします。

○井野内閣府参事官 それでは、御説明させていただきます。お手元の資料の中で参考資料1、参考資料2につきまして御説明させていただきます。

参考資料1でございますが「地方公共団体における『新しい公共』の担い手との協働に関する調査（中間報告）」ということで、中間報告でございます。この調査は地方公共団体のうち行政のビジョンに「新しい公共」の担い手と、政府との関係を位置づけているものにつきまして、その位置づけ及び具体的な協働の取組みについて調査をいたしてございます。全体では30ぐらいの自治体について調査をしておりますが、本日の資料ではそのうち先行しております6つぐらいの事例について、御紹介させていただきたいと思っております。

2枚おめくりいただきまして、まず滋賀県の事例がでございます。この資料はどのようなふうにつくらせていただいているかということをお説明いたしますが、一番上の方に「総合的ビジョン」と書いておりますけれども、その自治体の非常に大きな基本構想のようなものの中で、どのように市民セクターの位置づけですとか、協働の取組みに関する規定がなされているかという一番上位概念から始まりまして、その下に「協働の考え方・指針」ということで、どのようなものを自治体として持っているか。そういった基本的な考え方の下で実際に「対話の仕組み」ですとか「個別事業実施の手引き」のようなものが、実際にどのようなものに基づいてやっているかということをお、下の方にまとめております。一番下のところでは「協働事業実施のための制度」として、自治体がどのようなことをやっているかということも調べた内容を記載させていただいております。

以下、特徴的なところについて御説明をさせていただきますが、例えば滋賀県の場合では、下から2つ目の「個別事業の実施の手引き」で多様な主体との協働を進めるためのマニュアルというものを持っておりまして、ここでは県が委託を行う場合には、協働の相手方を選定する際に、企画提案公募で審査に基づき行うことが望ましいとされております。その際に特にNPOの特質を活かして委託を行うことが望ましい場合には、NPOからの

企画提案を公募するという形でございますけれども、そうでない場合には広く企業を含めた他の団体も対象にして行うというものでございます。

その下の協働提案制度でございますが、ここでは個人・団体から協働事業を募集して、提案者が随意契約で事業を実施する。委託、補助、共催等のどの手法で行うかを提案者が選択して提案することができる形になっております。県がテーマを提示して募集する応募型ですとか、自由な発想で多様な主体から提案される創造型の2つに分けてやっているということでございます。

こうした事例を幾つか集めてございますが、次のページの東海市を見ていただきますと、ここでは上から2つ目の箱にとうかい協働ルールブック 2006 というものがありますけれども、こういったものを定めて、一番下を見ていただきますと、まちづくり協働推進事業の中で、応募資格の中にとうかい協働ルールブック 2006 に署名した団体であることを資格要件として、事業を進めているといった事例があるということでございます。

川崎市を見ていただきますと、下から2つ目の箱ですけれども、ここでも協働型事業のルールというものを定めておられまして、NPOと協働で行う事業について、その原則ですとかいろんな実施の各段階におきまして、市民と行政が互いに尊重するルールを定めております。

我孫子市では、下から2つ目の箱にありますように、NPOとの協働を実りあるものにするための7つの原則ということで、市職員向けに原則を定めた上で、一番下のところを見ていただきますと、提案型公共サービス民営化制度ということで、市のすべての事業を公表して民営化の提案を募る制度を持っているということでございます。

以下あと2つ、石巻市、大野城市といった事例も付けさせていただいておきまして、こうした先進的な自治体の事例なども参考にしながら、本調査会での市民セクターと政府との関係の在り方について、議論を深めていただく際の参考にさせていただければと思っております。

参考資料2でございますが、こちらは少しテーマが違いまして、法人制度の在り方に関する調査でございます。法人制度の在り方につきましても本調査会での検討課題の1つとされておりますので、現在、事務局では国内調査と海外調査に分けて実施させていただいております。そのうち先行しております国内調査につきまして、現段階での中間的な御報告でございます。

この調査は日本で現在活動しております社会的企業等に対しまして、その活動状況や資金面、活動上の課題などにつきまして直接ヒアリングを行いまして、法人制度の在り方を考える上での参考にしようというものでございます。この資料の中ではヒアリングの結果が後ろの方にありますけれども、その前段階として基礎的事項の整理といたしまして、法人制度に関しましてこれまでに推進会議等でいただいておりますいろんな御提案についても、簡単にまとめたようなものを付けてございます。

例えば3ページ目は、本調査会の委員でもあります駒崎委員が「新しい公共」円卓会議

のときに御提案いただいた、社会事業法人に関してまとめさせていただいたものでありますけれども、ここでの御提案では株式を発行して資金調達をするとともに、収益事業を行いやすい形の法人制度の御提案でございます。株式会社とNPOの特徴を併せ持つ形の御提案でございます。

めくっていただきますと日本型社会的協同組合とありますが、推進会議の加藤委員からの御提案でございます。ここではイタリアの例を参考にしておられまして、協同組合を社会的に発展させるような形の形態の御提案でございます。協同組合の利点とNPOのよさを兼ね備えた日本型の社会的協同組合の御提案でございます。

そのほか5ページ目のところでは、社会的事業所に関しまして資料を付けさせていただいております。これは若干タイプが違うものだと思いますけれども、障害のある方を積極的に雇用して、その社会的自立を支援していくという事業所に対して、ここでは滋賀県の例を挙げておりますけれども、滋賀県におきましてはそういう事業所を対象として、助成金などを与える自治体の制度を持っているところであります。こういった事業所についても御提案をいただいているところでございます。

6ページからは、現状において日本の社会的企業はどういう類型に整理することができるのかというところを、ちょっと簡単にまとめたものであります。3つ縦に箱が並んでおりますけれども、一番左は営利法人が社会的活動を行うような場合。真ん中でございますが、非営利法人が事業性のある活動を実施していくような場合。これはいろいろ現状の法人形態でやっているところがあるということでございますし、一番下のところでは2つ以上の非営利法人制度を併用して事業を行う場合もあるということでございます。一番右側では営利法人と非営利法人両方の法人制度を併用して、事業を行っている場合もございます。

7～8ページ目につきましては既存の資料のコピーでございますけれども、日本の法人制度、7ページ目が営利法人でございますが、8ページ目が非営利法人ですが、それぞれの法人制度の特徴をまとめた資料を付けさせていただいております。

9ページ目も既存の資料ですが、法人制度のメリット・デメリット。これは余り包括的に細かく書いてございませぬけれども、主だったものについて整理している資料がありましたので付けさせていただいております。

10ページ目からがヒアリングの中間報告でございますが、先ほど申し上げましたように社会的企業等に対しまして、自らの活動や課題、自らの経験を踏まえた意見などについてヒアリングを行っているところです。中間支援組織ですとか有識者に対しましても、それぞれの立場から見た社会的企業の法人制度に関連する課題や論点などについて、御意見をいただいているところでございます。

社会的企業の関連でいきますと、時間の関係で全部御紹介はできないと思っておりますけれども、例えば11ページ目を見ていただきますと、1つの例といたしましてNPO法人NPO京都コミュニティ放送、これは株式会社の京都ラジオカフェという形態と併用して事業を

行っておられるところでございますが、こちらはコミュニティ放送として自らラジオ番組を作成し、情報発信をしたい人を相手にいたしまして、そのサポートを行っていくというところでもあります。左下の5行目にありますように、番組づくりのお手伝いはNPO、株式会社とも実施をしているが、株式会社の方が手厚くサポートして、それなりの費用をいただくというようなことだそうでもあります。

こちらからいただいた御意見といたしましては、右の方の下半分、法人制度についての①に書いてございますけれども、1つは放送局立上げの初期費用を調達するために株式会社を立ち上げました。②にありますように、資金面の問題が落ち着けば、今後NPOに一本化の方がいいかもしれない。ユーザーからは両方があることでわかりにくく、一本化をしていけば業務上の連絡がうまくいかないといった問題も、解消できるのではないかといたった御意見があります。

その下のところを見ていただきますと、株式会社をつくったのは初期費用を調達するために仕方なくつくったということです。行政、地域コミュニティ、学校、企業などの賛同をいただいて番組づくりをしたいという思いを大切にすると、NPO法人であることが必要であるということで、こういう気持ちを持ってやっておられるということでございます。

12 ページ目は子育て情報の発信をしている株式会社兼NPO。

14 ページ目は株式会社グローバルコンテンツ。NPO法人も併用されていますけれども、在日外国人を相手にインターネットを用いた多言語情報サービスを提供しているところです。

15 ページ目はココ・ファーム・ワイナリーということで、知的障害を持った人たちとワインづくりをされているところで、すべて御紹介することは時間の関係で割愛させていただきたいと思っておりますけれども、そういう形でいろいろ直接お聞きした事例について御意見をまとめさせていただいております。これも全体で30ぐらいヒアリングを進めているところでございますので、また全体の調査が終わりましたら皆様の御参考にさせていただけるように、御報告させていただきたいと思っております。

とりあえず、資料の御説明は以上でございます。

○稲継座長 ありがとうございます。次に駒崎委員から休眠預金に関する調査について資料を御提出いただいておりますので、御説明をお願いします。なお、推進会議の坪郷委員からも休眠預金に関する参考資料を御提出いただいておりますので、御紹介いたします。では駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 ありがとうございます。私の「日本における休眠口座基金の創設プランの策定」という資料を基に、簡単なプレゼンテーションをさせていただきたいと思っております。

おめぐりいただきまして目次でございます。今日の流れは早速なんですけれども、日本版休眠口座基金(案)を御提示したいなと思っております。この日本版休眠口座基金ができれば、こないないことがありますということを御説明し、最後にこれからどうしていくのかということをお説明したいと思っております。

それでは、日本版休眠口座基金（案）なんですけれども、3シート目でございます。日本版休眠口座基金のスキームはこちらです。まず金融機関が今それぞれ持っている休眠口座は、なかなか国民がアクセスしづらい状況にあります。だけれども、諸外国ではあるところに聞けば、あなたの休眠口座は何々銀行にありますよと教えてくれます。それがネット上であったりとか、リアルのところであったりします。いずれにせよ、そうした休眠預金の照会システムを金融機関横断でつくり上げます。そうすることによって、預金者が自分たちの休眠預金を取り戻しやすくなるということで、国民の便益を上げることになります。

しかし、そうはしてもなかなか現れてこない、休眠のまま眠ってしまうという口座がございます。ですので、それを金融機関から休眠預金管理財団というものに寄付をしていただきます。これは韓国の方式でございます。韓国では寄付をしてくれた金融機関に対して税制優遇等のメリットを与えることによって、いつも益金処理をしていた金融機関にとってはなかなか嫌な話ではございますが、それを喜んで協力するというような形にさせしめたという事例がありますので、同様な形で金融機関には御協力いただく。そして、外に休眠預金管理財団を設けまして、こちらが透明性の高い運営を行っていくんですけれども、当然公的な色合いを帯びますので、金融庁等が規制や監督をしていくことが必要になるかと思えます。ですので、国民の休眠預金は国庫に入れたり、あるいは債務を返済するのに使ったりするのではなくて、きちんとこのためのバジェットとして切り分けた形で、かつ、民間が主体になり、透明性高くやっていくという形が望ましいと思えます。

この休眠預金管理財団が、今度は直接ひとり親の方や困っている方々に貸し出すというわけではなくて、全国のNPOバンクあるいは児童相談所、DV防止センター、中間支援組織、大学といったところに対して無利子に近い形で貸し付ける。地域に密着したこうした機関が個々の困っている方々、問題を抱えた方々に対してアクセスしていくという形をとる仕組みが、より地域に根差した小さな金融というものを実現しやすくなるのではないかと考えております。これが大まかな日本版休眠口座基金のスキームでございます。

次のページをおめくりいただきまして、このアライアンスの形なんですけれども、こちらにいらっしゃる委員の方々に中間支援組織あるいは大学、自治体の委員の方々がいらっしゃると思えます。そうした皆さんが御所属されている機関と積極的に提携していき、そちらの方にお貸しさせていただき、その機関が直接最終受益者の方に低利子で貸し出す。そうすることによって、その中間支援組織も利子である程度お金が入ってきますので、持続的に事業を行うことができるでしょう。

例えばNPOバンクの方はひとり親、地域にいらっしゃる外国人あるいは多重債務者といった方々を助けることができますし、DV防止センターの方はDVを受けている方々に貸付けができるでしょう。更に中間支援組織の皆さんは、これから起業しようとしている社会起業家に企業貸付のような形でできるでしょうし、あるいは大学は大学生に対して奨学金の形で貸付けができるだろうと思えます。

このような貸付けは大きく大別すると2種類ございまして、1つは政府がなかなか行いづらい、緊急性あるいは即時性が求められる支援です。こうしたものにフットワーク軽く、身軽にできる支援の形も求められていますので、そうした領域。

2つ目は、こちらも政府が苦手なきめ細かい、そして育成的な手法が求められる支援です。社会起業家を支援したりであるとか、大学生を支援する。なかなか政府ができることではありません。ですので、こうした政府ができないところを民間のスキームにおいてやっていくことが、このモデルの眼目でございます。

このモデルが実現した場合、もし毎年発生する休眠口座1,000億円のうち、3割だけでも生かせたらどんないいことがあるのかを御説明したいと思います。何で3割かといいますが、全銀協のヒアリングによると4割が後で返してくれと言ってくるので、据え置いていますということです。ですので、銀行のポケットに入っているのは今6割です。その6割のうちの半分しか使えなかったと仮定して、そうした保守的な見積もりで何が起きるかを御説明します。

これはすべて細かく説明すると時間がないので簡単に御説明しますと、まず例えば児童養護施設の子もたちが大学に進学する際にネックになるのが生活費でございます。こうした4年分の生活費を低利子で貸し付けてあげることが可能です。これができれば大学進学を望む児童養護施設の子もたちが仮に半分だとしても、その子たち全員に対して貸付けが行えることになります。

次のページに行っていただいて、例えば阪神・淡路大震災のような災害時のときに貸付けが必要になってきます。家が壊れた、お金がない。そういった人たちに緊急の貸付けということで、例えば20万世帯の方々に対して15万円貸し付けることもできます。

更に緊急医療分野。例えば腎臓移植で海外で移植しなければいけない。海外ですので保険が効かない。そうした場合1億8,000万ぐらいかかるんです。この1億8,000万は皆さん寄付を集めていらっしゃるんですが、なかなか足りないという場合もございます。そうしたときに1億8,000万貸してあげますということもできるんです。人の命を救えるマイクロファイナンスが可能になります。現在心臓移植を望む163人に丸々1億8,000万を貸してあげたとしても、助けられるという額でございます。

更に多重債務者の債務一本化のための費用というのでも貸し出すこともできますし、それによって日本の多重債務者全員の債務一本化することもできます。

ホームレスの方が再スタートしなくてははいけない。そうしたときに200万円程度かかるんですけども、ホームレスの方々に200万円貸し付けるということで、ホームレスの方々の社会復帰も日本のホームレスで望む人全員に貸し付けることが可能になってきます。

このように300億円というお金があれば、かなり大きな社会的インパクトを与えることができ、多くの困っていらっしゃるの方々に対して支援の手を差し伸べることができる。非常に大きな可能性を持っているのではないかと思います。

最後まとめますと、日本版休眠口座基金は預金者が休眠口座を探しやすい照会システム

をつくり、銀行にメリットのあるような寄附税制優遇措置を考案し、そして透明性の高い受入れ外部財団をつくることによって、この3点セットによって日本でも創設可能なのではないかと思います。

基金に関しては、これをNPO業界やいろんなところに助成によってばらまくということではなくて、どちらかという貸出しのみに活用していくことが望ましいのではないかと考えております。更に、その財団が直接エンドユーザーに対して貸すということでは、なかなかきめ細かくなりませんので、NPOバンクやソーシャルコストを支援しているNPOに対して貸付ける。つまり機関融資をメインにすれば基金の運用リスクを低く抑えることができます。

仮に3割しか活用できなかったとしても、大きな社会的インパクトを与えられます。ですので、これを政府の債務補填あるいは国庫への繰入れということではなく、民間でしかできない、緊急性が高い、きめ細やかな支援に使っていくべきだと考えます。そして、その財団というのはガラス張りにして、きちんと金融庁等の監査下に置き、ガバナンスにはきちんと留意することが必要になってくると思います。

最後に、こうしたスキームが実現するために、次にはどんな法律を作成する必要があるのかというところで、試案の条文をつくっていききたい。法案のたたき台をつくっていききたいと考えておまして、それは法律事務所さんがプロボノ参加してくださっていますので、彼らとともに作り上げていききたいと考えております。是非御意見等いただけたらと思います。

○稲継座長 どうもありがとうございました。ただいま御説明のありました調査につきまして3つ、自治体の調査、法人制度についての調査、休眠口座についての調査の御説明がございました。これにつきまして御質問、御意見などございましたら、どなたからでもお願いしたいと思います。いかがでしょうか。寺脇推進会議委員、どうぞ。

○寺脇推進会議委員 質問というよりは、ここでこういう話が最初に出て、その後、親委員会とか本会議の方でも議論がありまして、これは是非私たちの願い、委員の間の願いとしては実現してほしいということもあって、十分調査をして検討をしてほしいといった経緯がございます。

そういう意味で、本委員会でもこのことについて多数の委員が強い関心を持っているということを、最初にお伝えしておきたいと思います。

○稲継座長 どうもありがとうございます。ほかにございますか。よろしいでしょうか。では、調査については続けていただくということをお願いしたいと思います。

それでは、次に本日の議題に入りたいと思います。前回の調査会での御提案を受けまして、本調査会の成果物の骨子と、盛り込むべき事項を委員の皆様から事務局に御提出いただきました。御協力どうもありがとうございました。そのうち市原委員、岩永委員、駒崎委員、塚本委員からいただきました御意見につきましては、お手元に資料として配付させていただいております。いただいた御意見に基づいて事務局の方で市民セクターと政府の

関係について、資料1として整理をいただきました。また、成果物とりまとめに向けた今後のスケジュールにつきまして、資料2にまとめていただいております。

では、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○井野内閣府参事官 それでは、御説明いたします。資料1をごらんください。「市民セクターと政府の関係のあり方について(メモ)」というものでございます。ただいま座長からお話がありましたとおり、委員の皆様方からいただいた御意見を基に事務局でも検討させていただきましたしまして、市民セクターと政府の関係の在り方として考えられる内容につきまして、メモにしたものがこの資料でございます。実は事務局で検討をしている過程で、もう少し成果物に近いイメージをお示しできないかとも思ったところなんですけれども、いろいろ委員の皆様からいただいた御意見の中には、具体的な内容もさることながら、基本にさかのぼるような御意見もいろいろ多くいただいております。

例えばイギリスのコンパクト的なものを導入することが望ましいという前提にあるようだけれども、そもそも現地でのコンパクトの課題が十分検証されているのか疑問といったような御意見。コンパクトのパートナーとなるNPOの範囲を規定すること自体、日本のように非営利法人制度が縦割りで複雑な国では困難ではないかといった御意見。いろいろ論点を整理する必要があるのではないかということで、日本版コンパクトと言いますけれども、それは何を目的として何を理念とするのか。なにゆえに正当性を持つのか。法的なものでないとしても拘束力を持つことができるのか。日本版コンパクトに弊害はないのか。そういうようなことを踏まえて日本版コンパクトは置くべきかといったような、いろいろなそういった御意見もいただいたところです。

事務局といたしましてもいろいろ検討をいたしました。いかなるものをつくって本調査会、「新しい公共」推進会議の成果物としていったらよいかについて、なかなかイメージがまだ浮かんでいないと我々は印象を受けております。そういうことで今回はいただいた御意見を基に、メモの形にとどめさせていただいております。とはいえ、多少形をつけたものがないと議論も進まないということがあると思いますので、これを基に議論を進めていただければと思っております。

資料でございますけれども、最初に2つパラグラフがございますが、最初に問題意識を書いてございます。さまざまな主体が積極的に公共的な財・サービスの提供主体となる「新しい公共」を推進する上で、「新しい公共」の担い手と政府の関係の在り方に関して、共通の認識を持つておくことが必要である。

本ペーパーの性格といたしまして、以下では特に「新しい公共」の重要な担い手である市民セクターと政府との関係に焦点を絞り、その関係のあるべき姿に関する事項を暫定的に整備したというものでございます。

中身でございますが、1.～3.に分けて書かせていただいております。1.と2.は簡単にまとめておりますが、最初に市民セクターと政府の対話・協働の意義ということで3点、公共ニーズの的確な把握と対応、公共サービスの質の向上、関係者の参加・討議に

よる円滑な合意形成を挙げさせていただきました。

2番目に基本的な考え方といたしまして2点でございます。市民セクターと政府は対等な関係の下、相互に自主性、自律性を尊重し、必要に応じて公共ニーズに応えるために協働するというのが1点。もう1点目は、その際には市民へのアカウンタビリティを確保するという点でございます。

3. といたしまして、より具体的に関係の在り方について整理させていただいております。まず最初に政策の企画・立案段階での関係の在り方でございますが、ここでは2点挙げております。政府は市民セクターに対しまして、参画する機会を可能な限り確保するという事。2ページ目の方にいきまして市民セクターでございますが、草の根のニーズや課題を発見して、その解決に向けた提案を行うということでございます。

次に四角で囲って具体的な事例、地方公共団体における取組みの事例を、先ほど最初に御説明いたしました資料などを基に、少し具体的に示してイメージがわくようにしております。例えば愛知県ではNPOと行政が特定の課題についてオープンな議論を行い、具体的取組み、役割分担などを議論する協議の場を検討しているということでございますし、三鷹市、札幌市、新宿区などでは、無作為に選ばれた市民によるグループで特定のテーマについて討議をして、行政等への提言を行うという市民討議会を活用しているということでございます。東海市におきましては、市民参画推進委員会というものが公募の委員と推薦の委員で構成されておまして、こういったものを設置して達成すべき生活課題や町づくり指標などを策定しているということで、政策の企画立案段階でいろいろ関係を築きながらやっているということでございます。

次に、政策の実施段階における関係の在り方でございますが、ここではまず政府はアウトカム目標を可能な限り設定するという事。市民セクターの創意工夫が生かされるための仕組みを取り入れますということ。3つ目のポツにありますのは、政府は協働事業の実施事業者を透明で公正なプロセスにより選定。ただし、その際に経済的価値だけではなくて、社会的価値についても盛り込むといったことも書いてございます。4点目はフルコストリカバリーに向けた話でございますけれども、政府は市民セクターと委託契約を締結する場合に、適切な水準の間接経費についても必要な配慮を行う。政府は協働事業の実施後、相手方との共同でその効果を検証・評価し、他の事業に生かすということでございます。

ここでも3ページ目の上のところに具体的な事例を3つばかり挙げております。我孫子市の例は先ほども資料で御説明いたしましたけれども、市の全事業を対象に民営化や委託の提案を募集して、審査を経て提案の採否と事業者の選定方法を決定する取組みでございます。佐賀県でも協働化テストということで、県のすべての業務を対象にして協働の提案を募集しております。滋賀県では協働提案制度ということでございますが、これは既存の事業だけではなくて、新しい事業も含めて応募型、創造型2つのタイプで協働の提案を募集して、審査を経て採否を決定するという取組みでございます。

3ページ目の下の方からは環境整備と書いてございますけれども、政府と市民セクター

の間の関係を築くために必要となる環境整備について、どういうことがあるかということでございます。

活動面における環境整備といたしまして、政府は公共サービス分野における参入規制を見直し、法人間のイコールフットイングを進めるですとか、政府、市民セクターはそれぞれまたは相互に協力して、非営利活動について市民の関心・共感を喚起するための活動を行う。

人材面におきましては、政府は、市民セクターと政府との間の人材交流を促進するための環境整備を行う。これも政府ですけれども、個人や団体による社会貢献活動（ボランティア、プロボノ等）への参加を促進するための環境整備を行う。

最後に資金・情報面における環境整備ということで挙げておりますけれども、政府は市民セクターの活動を支える資金供給、すなわち寄附などですが、これを促進するため、情報基盤など必要な環境整備を行うということで、ワーキンググループで今、検討いただいているようなことでございます。

4 ページ目で、市民セクターは政府による補助金・助成金を期待するのではなく、自らファンドレイジングを行うよう努める。

もう一点、市民セクターは財務情報ですとか活動情報等について、ウェブサイト等を使って積極的に開示・発信を行う。

簡単でございますが、以上のようなことをまとめさせていただきました。これを基にまた議論を深めていただければと思っております。

資料2は「今後の進め方（案）」でございます。左側に「新しい公共」の推進会議、それとの関係で専門調査会の進め方ということでございますが、今この専門調査会の下での情報ワーキンググループがありまして、これが3月中には報告をいただけることになっておりますので、最終的には推進会議に御報告をして、推進会議から提言の形で出していただくことを念頭に置きまして、本日は一番上の2月23日でございますけれども、3月に入りましてもう一度ぐらい、この市民セクターと政府の関係の在り方に関して御議論をいただいた上で、3月下旬には関係の在り方の話と情報ワーキンググループの報告を一旦ここでまとめて、推進会議に御報告をするという流れかと思っております。関係の在り方につきましては中間報告という形になろうかと思っております。

その後、4月に入りまして更に関係の在り方に関する議論を深めていただきまして、同時に金融面の活動基盤整備、法人制度の在り方についても議論を進めながら、最終的に推進会議で提言ですとか、それに伴う政府の対応などをまとめていくタイミングが明確にどこをゴールにということが決まっていないうわけでございますけれども、専門調査会では例えば4月、5月ぐらいで議論を進めて、5月ぐらいを目途に一旦市民セクターと政府の関係の在り方についてもまとめて、推進会議の方に御報告をしてはいかがかと思っております。その上で推進会議の方では推進会議としての提言をまとめていただくという流れを、大まかには考えているところでございます。

以上でございます。

○稲継座長 ありがとうございます。今後のスケジュールに関連しまして情報開示・発信基盤ワーキンググループの検討状況について、ワーキンググループ主査の松原委員より御報告をお願いいたしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○松原委員 ありがとうございます。情報開示・発信基盤整備ワーキンググループの主査の松原です。皆さんお手元の参考資料3と参考資料4をお出してください。

今、ワーキンググループの方では去年12月28日から検討を開始しまして、一月2回ぐらいのペースで1月に2回、2月に1回、計4回検討しました。2月9日付で参考資料3と参考資料4を公開しまして、パブリックコメントにかけました。2月19日までパブリックコメントを求めまして、現在そのパブリックコメントの集約を図っているところでございます。あさって第5回目のワーキンググループを開きまして、そのパブリックコメントのまとめと「情報開示・発信基盤整備の在り方について(案)」、NPO法人基本情報フォーマットを8割、9割かためていき、3月下旬にはこの専門調査会、推進会議の本体に御報告できるようにしていきたいと思っております。

参考資料3が本文になりまして、簡単に御説明だけさせていただきます。そもそもNPO全体の情報開・発信基盤整備に当たっての課題ということで、とりわけ「新しい公共」という中で今後寄附が拡大していく中、NPO法人の認定制度が大きく変わることを受けまして、情報開示は寄附の一層促進のために非常に重要であると位置づけております。認定NPO法人制度が大きく変わることを踏まえて、まずはNPO法人が中心として情報開示・発信基盤の整備を進めることを提案し、基本フォーマットを考えていく中で新しい公共支援事業の中で使っていけることを念頭に置いているということで、今フォーマットをつくっているところです。

「2. 論点整理に当たっての基本的考え方」は、情報の透明性、信頼性、効率性・利便性という3点に大きく分けていますが、基本的には4点から整理しております。

2ページは官・民の役割分担ということで、NPO等の情報開示に関しては官と民がそれぞれの役割、責任を果たしていくことが重要で、その役割分担というものを明確にすることも1つの目標にしております。

制度改正の実現時期と歩調を合わせつつ、必要な環境整備を進めるということで、とりわけ2つ目のポツですが、新しい認定NPO法人制度に関する法整備に合わせて、情報開示が充実されることを目指しているとしております。

4つ目のポツになりますが「市民活動に重大な影響を及ぼしうる情報の開示については・・・すべき」となっておりますけれども、ここは議論の中で下のa～c3つの選択肢が今、示されておまして、どういう基本情報を行政が責任を持って情報開示していくかということで、幅の広さについて今は議論をしている最中で、a～cについても議論していくことになっております。

「3. 情報開示・発信基盤の整備に当たっての論点と対応の方向」ということで、まず

NPO法人に関する閲覧情報のインターネットでの開示、NPO法人の閲覧情報の追加等、NPO法人に関する閲覧情報の電子化・標準化ということで、NPO法人の情報開示については電子化を積極的に進めていくという方向から議論しているところです。

4ページを見ていただきまして、とりわけ財務状況に関してはNPO法人会計基準などを基に一覧性、比較性のあるフォーマットを提示することを検討します。NPO法人が行政に提出する事業報告書についても「・・・すべき」となっていますが、これはaとbの選択肢が今は議論されておりまして、基本的には一定の共通フォーマットの提出を求めるとともに、自由な書式も提出できるようにするか、完全に自由な書式で提出するかというところで議論しているところです。

(2)自由に利活用できる行政サービスの基本情報ということで、行政の情報を電子化していった暁には、この情報を更に民間が自由に利活用できるようにしていったら、民間の情報開示を一層進めていこうということで、5ページの1つ目の○ですが、基本情報の範囲と入力主体、責任主体ということで、一元的に共有できるよう、内閣府が都道府県の協力を得て、内閣府NPOポータルサイトの見直しを検討すべきということで、ポータルサイトをしっかりとつくっていかうと議論しております。

行政サービスとして民間に利用していただける基本情報の範囲をしっかりと決めていこう。生活の基本情報の提供体制もしっかり決めていこう。そのためにNPO法人に通し番号を振って、きちんとデータベースとして活用できるようにしていかうということを議論しております。

6ページは最新情報をアップデートしていく。(3)として市民の安心・安全確保のための情報連携ということで、とりわけ情報提供をしていく上で市民からの苦情に関して、どういう形で情報提供していくかということに関して、内閣府と都道府県が協力してこれを提供していくという体制を築くべきだと提案しております。

情報開示・発信基盤を促進する仕組みとして、NPO法人はワーキンググループの中ではなかなかITリテラシーが低いということが議論になっていまして、ITリテラシーを高めていくという環境整備を官民、中間支援組織一緒になってこういうものを進めていくことについても議論していく。民間でオープンにしているさまざまなサイトと共有化を図っていくことも検討していったらどうかということで、今、議論しております。

新しい公共支援事業で使っていくための基本フォーマットとして参考資料4が提示されておりまして、赤が内閣府のポータルサイトで行政が入力すべき範囲、緑字がNPOによる入力が必要な行政への提出書類に含まれる情報、青字がNPOによる入力が必要な行政への提出書類に含まれない、新規につくってはどうかという情報ということで整理して、こういうフォーマットをつくったらどうかという提案をしているところがございます。これについてはまた是非御意見をいただきまして、ワーキンググループで議論をしていきたいと思っております。また、専門委員会でもパブリックコメントに関して岩永委員からも御意見をいただきましたので、その意見も含めてまとめていきたいと思っております。

ありがとうございました。

○稲継座長 どうもありがとうございました。大変お手数がおかけしまして、非常に詳細に御検討いただいております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から御説明いただきました市民セクターと政府の関係の在り方につきまして、議論をいたしたいと思います。どなたからでも御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。駒崎委員、どうぞ。

○駒崎委員 前回、松原委員より具体的に日本版コンパクトの話をしていこうではないかという御提案がありました。それを私も重く受け止め、資料5で具体的なたたき台というものを、たたき台ですので議論のたたきになるようなものとしてつくってまいりました。

背景だけ御説明させていただきますと、先ほど事務局の方からタイムラインが出ましたけれども、政局がこういう状況ですので、どうなっていくかわからないというところも我々はきちんと認識しなくてははいけない。早くある程度形にして世の中に出していくことが非常に重要なのではないかと思ったので、例えばなんですけれども、我々で合意したものを声明という形にして、サードセクターとそれぞれの主体、これは企業であったり自治体であったり銀行であったり、そうした主体と協約を結んでいこうという呼びかけである声明を、ある種形にして世の中に出していったらどうかなと思ったんです。サードセクターと各主体との約束をコンパクトというふう考える。今は公契約だけのところを若干拡大的に考えた考え方なんです、こういうものをコンパクトと定義してみたらどうかというところで、たたき台をつくりました。

例えば各自治体、省庁に対しては、NPO等との契約において間接経費を含めた適切な額の委託契約、いわゆるフルコストリカバリーを重視することを願いますということで提案するわけです。銀行に対しては先ほどの休眠口座の仕組みも一緒に検討していきましようということを入れます。更に、NPO自身に対しては行政や補助金、助成金を期待することは極力控えて、ファンドレイジングをしていきたいと思います。企業に対してはファンドレイジングに協力してほしいということを書きます。

こういうように、我々が各企業、自治体、銀行などの主体に対して、こういうことをお約束していきましようという協約をここに書いていって、呼びかけるところを1つの着地点にして親会議に対して提案し、親会議で文言などを直していただいて親会議の名義、専門調査会の名義で発信するところで落ち着かせることができれば、いろんな論点も盛り込めますし、コンパクトというものの有効性が本当にあるのかも、包括してカバーできるのかなということで御提案なんですけれども、皆さんいかがでしょうか。

○稲継座長 いかがでしょうか。藤岡推進会議委員、どうぞ。

○藤岡推進会議委員 大変恐縮なんですけれども、議事はできるだけ次第に基づいて進めていただけたらなと思います。ただいまは松原委員の情報基盤について御質問とか御意見がないですかということだったと思いますけれども、違いますか。

○稲継座長 違います。このメモについての議論ということ。松原委員から御説明を

いただいたのは、今の進捗状況の説明をいただいたということです。

○藤岡推進会議委員 そうでしたら、資料1の論点メモについての意見の質疑ということでもよろしいですか。

○稲継座長 そうです。

○藤岡推進会議委員 松原委員さんの説明についての質問はまた別途ということですか。

○稲継座長 どうぞ。

○藤岡推進会議委員 松原委員さんの御説明に関しては、この中にも書いてありますけれども、まずはNPO法人です。こちらの方が優先ということで御説明をいただいたのではないかと思います。NPO法人の基本情報のフォーマットということで、やはり「新しい公共」というのは非常に広範な輪郭をとらえておりますので、特に社会福祉法人であるとかの情報開示が少ないという印象を持っておりますので、今後それらをどう考えてみえるかというのをまたお聞きをしたいと思います。

もう一つは今の事務局につくっていただいたメモについてと、駒崎委員からの御発言についてです。これに関しましては円卓会議の下で新成長戦略において、政府と市民セクターなどとの関係においてということで今、議論がスタートしておりますので、新たな御提案といえますか、それぞれの企業セクター、サードセクター、市民セクター、政府行政セクターそれぞれに関してというふうに、新たな御提案をいただいたのではないのかなと思っております。

ただし、私どもとしましては推進会議の方でも一度御提案をさせていただいておりますので、12月13日に私と推進会議委員の兼間さん、高橋さんと3人で、日本版コンパクトの策定に向けて御提案をさせていただいておりますので、できましたらそれは是非見ていただきたいなと思っております。

その中で幾つか論点整理をさせていただいております。今日、塚本委員の資料も見せていただいて、ほぼ同感するところが多いということなんですけれども、まず認識としてはセクターの輪郭というものが個人でそれぞれ認識が異なると思いますので、どういうふうにとらえるかということで、現在のメモでは非営利組織になっておりますが、例えば利益非配分の株式会社であるとか、そういったところはどうか考えるかということの輪郭の問題が1つあるのではないかと思います。

もう一つは日本版コンパクトという言い方をしているかどうかというのは、また言葉遣いを教えていただきたいと思っておりますけれども、どういう性質のものをつくるかということと、どうやってつくっていくかということの2つがあるのではないかと思います。どうやってつくっていくかというのは塚本委員からの資料にもいろいろ書いてありましたので、是非議論をさせていただけたらなということです。私の資料にもプロセスについては御提案をさせていただいております。

どういう性質かというものなんですけれども、今回のメモの中には総論的なものと各論的なものと両方入っておりますので、それをどうするかということ。それから、幾つか企

画立案とか政策の段階で書いていただいています。以前私が皆様にお渡しした資料の中で愛知県の協働のルールブックの資料がございました。その中で特にこだわってつくったことが、例えば政府と市民セクターとのコンパクトであれば、政府側、市民セクターそれぞれの役割、責務、姿勢といったものをきちんと示す必要があるのではないか。特に市民セクター側は、公的資金に関する国民へのアカウンタビリティを十分にとらえる必要があるのではないかと思っています。このメモでは割と政府側の責任がたくさん書かれていますけれども、これは紳士協定のようなものですので、市民セクター側が必要ではないかということです。

もう一つは民主主義のルールに基づくということで、特に企画立案のところでは市民セクター側が提案すると書いてありますが、民主主義ということもとらえる必要がある。実は事例で示していただいています東海市は、私どもが非常に強くコミットしているところなんですけれども、この文章の中でまるで市民会議が目標を決めたように書いてありますが、これは少し言葉足らずであるのではないかと思っています。

東海市の町づくり指標の策定ということで、市民ニーズ調査に基づき達成すべき 38 の生活課題と、その実現に向けて進捗を図るための 99 の町づくり指標を策定となっていますけれども、まず市民ニーズ調査は多くの市民が大事だという調査を徹底的に行っています。その後で市民会議で十分に議論をしていただいた後に市長に提案をして、決定は市長がしております。市民会議で決定したものではございません。市民会議側で成果というものを非常に明確にした後に、成果を測定する指標もつくっておりますが、それも提案ということで決定は行政側がしておりますので、恐らくこういったところの誤解がないように、今、申しあげましたそれぞれの責務と姿勢、民主主義のルールというものはとらえる必要があるのではないかと思えます。

以上です。

○稲継座長 どうもありがとうございます。駒崎委員、どうぞ。

○駒崎委員 新しい提案をしているつもりは全くなくて、日本版コンパクトに基づいた枠内でお話をしています。と言いますのも、日本版コンパクトをつくらうということで、親会議の方からこの会議で具体的なものを出してくださいねという期待を踏まえて、我々が議論しようということになっていたと思うんです。でも、イメージが茫漠としているので、具体的なところに落とし込まなければいけないということです。なので、松原さんの御提案からたたき台をそれぞれ持ってきて、イメージをある程度形にして、みんなで議論する中でそれを1つの紙にしていこうということだったと思うんです。

そういう意味で新しい論点ではないということが言えますし、これは私の個人的な意見になりますけれども、塚本委員にも再三御指摘されているように、イギリスで効力をきちんと発揮しているかどうかわからないコンパクトを、そのまま日本で同じような文面で同じように出すということが、果たしていいのかどうかということに関しては、今、我々は十分に議論していないところではあると思うんです。ですので、そうしたことを親会議の

方でお望みなのであれば、我々はそうでもないのではないかと思うので、こうした新たな枠組み、新たなたたき台というものが、それを具体的に紙に落していかなければいけないという認識なんですけれども、いかがでしょうか。

○稲継座長 寺脇推進会議委員、お願いします。

○寺脇推進会議委員 今のおっしゃるとおりで、前にも申し上げましたけれども、親会議はすごい短い時間の会議なものですから、そこで余り議論ができない。だからできるだけ形にしてあげていただければ短時間でも議論ができるので、残念ながら熟議ができるのはこの専門委員会の方であるということの中で、かなり詰めたものが出てきても普通は確かに専門委員会から上がってきたものを、またそこで熟議することになるから余り形が決まっているとどうかみたいな話がありますが、これはそういう状況なので、是非皆さん方でもいただいたものを、私もこうやって出席していますのでつなぐことはできると思いますから、どんどん具体的にやっていただかないと、確かに政治情勢はともかくとしても、こういうことは急いでやった方がいいことだというのは、みんな同じ認識だと思います。

○稲継座長 ありがとうございます。藤岡推進会議委員、お願いします。

○藤岡推進会議委員 私も親会議という言葉は余り好きではありませんので、こういう方向性でということですから、ここで十分議論をさせていただきたいということは同感です。

そこでもう一度先ほどの御発言に戻りますけれども、幾つか素案を出すことは私も賛成なんですけれども、まずは内容をどういうふうにするかということと、進め方をどうするかということと大きく2つあると思いますので、できたらそれぞれ議論をさせていただけるといいのかなと思いました。

○稲継座長 横石委員、お願いします。

○横石委員 具体的には今の意見で落していくことが必要だというのはよくわかるんですけども、今の課題で先ほどのメモで具体的に落していく中で、日本が今こういうことをやろうとして行く中で、一番私がここに必要なのはリーダー型プロデューサーです。マネージャーとも言いますが、この人材の育成を同時に並行してやっていくことがすごく大事だと思うんです。

日本はこれが完全に不足しているというか、だれがやるのといったときに、その人材はそんなに数は要らないと思うんですけども、具体的に組織の形態はNPOであれ、社会法人であれ、いろいろあると思うんですが、それを組み立てていく人材が決定的に不足しているというのが、この環境の中で大きな問題だと思うんです。ですから、ここに人材交流を挙げておりますけれども、私は人材交流も人材を育成していくということが、市民セクターと政府の中でお互いが知恵を出し、どうやったら人材を育成していけるのか。どうい方法がいいのかということが、かなり重要なウェイトになってくると思います。

それと、そのもう一つ上にある共感です。結局今のプロデューサー型というのは少し浮いてしまう。日本社会というのは社会性という点を見せると、その人が浮いてしまうような感じで、伊達直人のようなことをしたい人というのはたくさんいると思うんです。ああ

ということで役に立ちたいとか、そういうことをやっていきたいという人はいるんだけど、わざわざあいう匿名を使ってでなければできない日本の社会の共感できないというか、本当はやりたいんだけど、そういうことが評価されないとか、そういうところを取り払っていくような風を起こしていく。関心や共感をどうやってうまく国内で浸透させていけるかということが、課題のような気がいたします。

ですから、人材面の環境整備の中でリーダー型プロデューサーをお互いが示せるか。政府がどうやれば教育を含めてうまくいけるのか。すべては人だと思っているので、そのポイントがここにはないのですけれども、すごく重要な気がしています。この辺をもう少し具体的に並行してやらなければ、絵を描いただけになってしまうというか、会議でもただ形だけを提示してしまって、実際的にやるというのであればだれがやるのかというところになってくるので、そこをしっかりとっていく必要があるのではないかと思います。

○稲継座長 非常に重要な御指摘だと思います。行政側が皆、岩永委員とか市原委員のような方ばかりだったら言うことないんですけれども、なかなかそういうわけにはいけないので、そのところも重要だし、逆に市民セクター側の方でも人材育成が重要だということですね。具体的に書き込んでいくとしたら、どういう形になりますか。

○岩永委員 私は今日の会議というのは、コンパクトの中身を議論するものだというつもりで出席したので、資料4にコンパクトを作成するに当たってどうすればいいか、内容ではこんなものが課題にあるのかなという趣旨で書いてきました。簡単に御説明をしますが、こういうものを作成するのであれば、やはり私ども（佐賀県）が県民協働指針というものをつくったときも、250時間ぐらい市民の皆さんと議論をしましたので、こういう場で何時間か議論してつくるのではなくて、もっとしっかり議論しないと多くの市民、国民には伝わっていかないのかなという気がしております。そういうプロセスが大事ななと思っています。

内容については、私はすべてが対象だと思っていまして、別に非営利セクターとかそういうことではなくて、企業、市民社会組織（CSO）も含めて小さな団体も対象にすべきだと思います。

なぜこういう整理をしたかというのと、前回（配布された）、後さんのレポートを読ませていただいて、私なりにこういうことは書いておく必要があるかなと思って。ただ、拘束力の程度というのは、実は私余り法律は詳しくなくて、契約は法的な拘束力があって、コンパクトだとないとよく言われるんですけども、そこがよくわからなくて。例えばコンパクトの中にフルコストでやりますとか書いたら、それって拘束力があるのではないかと単純に思ったりもしていますし。策定の対象として我々地方自治体というものまで含めるのであれば、私ども自治体というのは策定が義務なのか、それとも自治体の判断に任せただけのものなのかということも関心がありますし。何よりこだわりはコミュニケーション。こういうことをやっていくには時間がかかるんだという覚悟がないと、やっていけないのかなという気がしていますし。非営利の意味合いというのが、私どもの県の職員も（NPO

法人が) 収益を上げて非営利活動をやって、有給職員が必要であることが違うんだと思っているような職員もいる感じで、非営利の意味というのはちゃんと啓発の必要があると思います。

公契約の在り方ということでしたので、私は監査の仕事もやっていますので、官の委託契約というのはあくまでも今の法令上は官が事業主体になるという仕組みですので、これが大前提の中でどうやって契約の形態を考えていくのかなというのが、しっかり議論しなければいけないのかなと思っています。あとは、コンパクトはテーマごとに必要があるのか、一般普遍的なものでもいいのかとか。何よりもこれは私のこだわりなんですけれども、コンパクトをつくって実効性あるものにするためには、役所の相手方である団体の強化という面での社会的な基盤の整備がないと、一部の団体の方にしか意味をなさないというか、広がらないということで、繰り返し「参加」が大事ということで非営利組織の活動基盤整備という意味において、これは本当に国民運動的なものに持っていかないと、一部の方のものになってしまうのではなかろうかという気がしています。

それから、よく私どもは言われるんですけども、役所の文書はわかりにくいと言われるので、簡潔にということです。

次のページについては私が県民協働課という職場にいた時代に、NPOと協働する行政職員の8つの姿勢というものを、ほかの自治体の職員と一緒につくったものがありますので、こういうものも1つの参考になるのかなということで挙げております。

そもそも論として、今日いただいた市民セクターと政府の関係の在り方についてのメモは、この中にコンパクトというものが、一部パーツとして入るのかなという理解をしておるんですけども、そういう理解の仕方でいいのかどうかを確認させていただければと思います。

以上です。

○稲継座長 ありがとうございます。最後の点については事務局の方でしたいと思います。

○井野内閣府参事官 実は我々も検討していく段階で、日本型コンパクトと言いましても、要するにどういったものなのかというのが我々事務局としてもまだよくわからないので、この中に入るものなのか。最初は日本版コンパクトなのか協約と呼ぶのか何かわかりませんけれども、例えば1~3に書いてあるような内容を含むようなものを、何がしか成果物として求められているのだろうという趣旨で、そういう内容を意識しながらペーパーを準備したつもりでございまして、この中にコンパクトがパーツで入るというイメージではないんですが、その辺のイメージもできればもう少し皆さんで共有させていただきたいという気がございます。

○稲継座長 塚本委員、どうぞ。

○塚本委員 私も「新しい公共」推進会議の方で日本版コンパクトというものが出てきて、親会議で言っている日本版コンパクトのイメージが明確でなくて、その中で意見を求められて結構戸惑ったんですけども、先ほどいろいろやりとりがあったように、専門調査会

の役割は何なのかといったときに割ときちんとした議論ができるのであれば、親会議で出された論点についてもっと深めて、例えばこういった別の論点もあるよみたいなことで、そういうものを追加していくことでもっと内容がどんどんよくなっていきますので、そういう形で議論するような形で進めさせていただければと思っています。

これは大分苦勞されたと思うんですけども、最大公約数の論点をまとめられたので、逆に重要な論点が抜けているような気がするんです。先ほど岩永委員がおっしゃったような法的拘束力の問題であるだとか、コンパクト的なものと公契約との関連だとか、あるいは私なんかは新しい公共支援事業の中では、中間支援組織というのをかなり重視されているわけですけども、中間支援という言葉が全然出てきませんし、コンパクトの意味というのは別に政府とNPOだけではなくて、政府の縦割りを解消していく。NPO同士は特に日本の場合は縦割りなので、NPO同士がもっと連携しやすくするだとか、そういった協議の枠組みをつくることで行政とNPOだけではなくて、NPO同士の水平的な連携や、行政同士が縦割りを超えて、お互いの共通の目的のために連携し合うだとか、そういった効果があるので、そういった点も少し入れ込んでいくためには、もう少し深めた議論が必要です。

例えば我々は忙しくなるとあれなんですけれども、何かワーキングをつくるだとか、そういう形でもう少し深めた議論をして、場合によってはヒアリングなども入れながら進めていった方が、もっといい提案ができますし、先ほど駒崎委員がおっしゃったように声明を出すかどうかはわかりませんが、ちゃんとした論点整理をして実際に自治体の人だとかNPOの人に対して、問題提起になるようなものを調査会として出すような目標、着地点を目指した方がいいのではないかと思います。

○稲継座長 ありがとうございます。駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 補足です。先ほど塚本委員がワーキングとおっしゃられたんですけども、今回も松原主査の情報開示・発信基盤に関するワーキンググループのペーパーを見まして、こういう成果物が必要とされているんだということを再確認しました。こういうふうにある程度これはこういうものだと説明され、なおかつ今度はフォーマットという成果物につながっていくと思うんですが、そうしたある程度具体的にペーパーになって形になるところに我々は到達していかなくてはいけないですので、おっしゃられるようにもっと議論が多分必要だと思うんです。

ここで月1回こうやってイメージはどうなんだろうということをやっても、なかなか進みづらいのかなという部分もあるので、進め方なんですけれども、例えばワーキンググループ的なものを塚本委員がリーダーになっていただいてやっていただくとか、もう少し具体的なところできちんと進められるような進め方というのは、考えられないのでしょうか。特に事務局の方に御意見をお聞きしたいです。

○藤岡推進会議委員 事務局の前にちょっとだけいいですか。多分、事務局も御存じだと思いますけれども、推進会議の方で私が一度、3委員と一緒に進め方の提案をさせていた

だいています。かなり具体的に、こういうふうに進めてはどうですかということの提案をさせていただいているんですが、それは委員の皆様にはお伝えいただいているのでしょうか。

○稲継座長 塚本委員、どうぞ。

○塚本委員 私も拝見しましたけれども、あくまで委員としての意見だと思ったんです。ですから「新しい公共」推進会議の会議としての意見としてはとらなかつたので、そこは少し違うのかなと思います。

○藤岡推進会議委員 あくまで委員です。

○稲継座長 では、先ほどの駒崎委員の御質問に。

○山内内閣府官房審議官 正直言うと、我々も明確なイメージを持って明確にお答えできるといいんですけども、もともと推進会議の役割自体が御承知のように円卓会議でいろいろ提案されたことのフォローアップと、更に政府と市民セクターの関係、特に公契約の見直しということがあって、我々も新しい推進会議を立ち上げる段階ではフォローアップはいいとして、この名称のとおり「政府と市民セクター等との公契約等の在り方等」というように「等」が3つある専門調査会をつくったんですが、実際には先ほどの休眠口座、法人制度、情報基盤を含めて「等」が相当広がってしまっていることは事実です。ただ、やはりメインには「等」を除いた「政府と市民セクターとの公契約の在り方に関する専門調査」を核でお願いをした事項となるんだろうと思います。

事務局としてのお願いを申し上げますれば、できれば政府と市民セクターとの公契約の在り方について、こうあるべきだ、今の制度とか運用にはこんな問題があるということをごんごん出していただいて、それをまとめていく段階で最終的にそれがステートメントの形になるのか、あるいは契約類似の形になるのか、それを外に出していく段階では、これは専門調査会というよりは推進会議の話だろうと思いますので、プレイアップをどうするかというのは、できることならば進め方も勿論重要なんですが、思いつく限りと言ってしまうと言葉に語弊があるかもしれませんが、中身の方で特に公契約について今こういう問題がある、こうあるべきだということをごんごん出していただいて、つくり上げていくということをやっただけならありがたいなと事務局としては思っているところです。明確にこうしてくださいというものを今、持っているわけではないので、1つの御意見としてお伺いいただければと思います。

○稲継座長 市原委員、お願いします。

○市原委員 資料1の2ページ目に愛知県の協議の場づくりの取組みが書かれていますけれども、これはタイトルのところで「協議の場づくり事業」となっているんですが、これは「協議の場づくり」で御理解いただきたいと思います。年度も21年度までという印象を受けますけれども、19年度から始まっているということで、現在、進行形です。

説明の最後の部分で、「協議の場の実現に向けて検討している」ところは、「協議の場づくりに取り組んでいる」ことをまず御理解いただいて、今のコンパクト絡みの発言に移り

ます。愛知県では、「あいち協働ルールブック」を作って、間もなく7年になるんですけども、私はこの4年間、NPOの担当をしていて思うことですが、ルールブックの一番いい点は、目的・目標を共有するとか、対等の関係、相互理解ということがその中に書いてあるんです。そういったところが非常に重要だなと思っておりまして、現在、協議の場づくりに取り組むに当たっても、やはりこの3つが非常に重要だと思っております。

さまざまな課題について協議の場を持って、そこで行政とNPOやその他さまざまな関係主体が率直に議論をして、目標に向かってお互い建設的な意見を出し合うという関係性が、特に今日的な「新しい公共」という取組で、非常に機能するのではないかと考えています。

もう一つは、ルールブックでも企画立案における協働というものはあるんですが、やはり先ほど藤岡さんが言われたように、企画立案にNPOなどが直接参画するというのは、なかなか現実的には余り機能していないんです。ですから、協議の場づくりの考え方は、企画立案の前段階でそういう議論の場を持ちましょう。そこで、この課題をどう解決していくのか、そして、それぞれの主体がどういう役割を果たすべきなのか、そういった取組みですとか、役割分担を議論するという形で取り組むものですから、愛知県としてはルールブックは平成16年に作ったけれども、やはり協議の場という文化を県内に広めていきたいというのが、現在の状況でございますので、今回議論になっている政府と市民セクターという非常に大きな関係の中で協定を作るとというのが、余りイメージできないのが率直なところでございます。

愛知県は、現在、約1,400のNPOがあるんですけども、その中でルールブックに署名している団体は500ちょっとなんです。ですから4割弱が署名している。そうすると6割以上の団体は、特にルールブックの持つ意味といいますか、例えば行政と委託をするとか、そういうことは毛頭考えていないNPO法人も数多くあるのではないかと考えております。一言で市民セクターと言っても、非常に多様な形があって、コンパクトをそもそも結ぶと言っても、いかほどのニーズがあるのかというのは、愛知県の実情からすると非常に見えにくいなという感じもしております。

以上でございます。

○稲継座長 ありがとうございます。駒崎委員、どうぞ。

○駒崎委員 先ほどの話に戻りますと、ということは我々はこういう契約が困ったという事例をたくさんお伝えして、事務局の方がそれを取りまとめていただいて、こういう困った事例にはこういうお約束事を入れ込めばいいよねというふうにして、形ができ上がっていくという進め方で皆さん合意という形でいいでしょうか。

○稲継座長 これはほかの委員がどうお考えかということにもよると思いますが。

○駒崎委員 そうすれば収斂できるというか、発散しなくて済むんですけども、どうなんですか。

○稲継座長 松原委員、どうでしょうか。

○松原委員 頭の整理がまだよくできていないものですから、話についていけないで苦労していて、具体的にもう少しどうい進め方なんでしょうか。問題点を並べていくという進め方なんでしょうか。

○稲継座長 先ほど事務局から御提案のあったのは、この下に更にワーキンググループをつくるのではなくて、この場でワーキンググループみたいにみんなで議論をしましょうという御提案です。ここで議論するに際してそれぞれ困った事例とか、いろんなアイデアを出してもらって、ここで仕切ってしまいたいという話なんですね。

○松原委員 わからないのは、今おっしゃったことは先ほどの話とまた違うような気がするんですが、ワーキンググループをつくるつukらないという話がポイントではないんですね。それは置いておいて、ポイントは何でしょうか。

○山内内閣府官房審議官 ポイントは要するに問題点の指摘も勿論さることながら、むしろこうあるべきだ。こうあるべきだと言う裏には当然今の制度なり運用にはこんな問題があるから、だからこのところはこうあるべきだということが非常に多いのかなと思いましたが、そういうものをどんどん出していただければ、それをまとめていけば提言の中身はかたまらうと思っっているんです。

あとの形をどうするかということについては、これは特に推進会議の方でどうお考えになるかということもかなりあると思うので、調査会としては中身を豊かなものにしていただきたいというのが御希望だということです。とりあえず第1回目のたたき台として御意見をいただいたものを、こういうメモの形で集約してみましたというのが今日までの段階ということです。

○稲継座長 松原委員、どうぞ。

○松原委員 確認すると、とりあえず問題点とそれぞれの解決策を羅列して、そこから編集をしていこうという進め方の御提案と考えていいんですか。

○稲継座長 問題点と解決策、あるべき姿。

○松原委員 それをいっぱい出していこう。ここで議論していこうという進め方で今、聞かれていると理解していいですか。

○稲継座長 はい。

○松原委員 先ほどからいろいろとコンパクトをつくるとか、こういう議論をしていくに当たっては、岩永委員とか藤岡オブザーバーからはいろいろともう少し広めに巻き込んだり、段取りの議論をしっかりしていく必要があるのではないかという議論もありましたし、駒崎委員からは範囲についてもう少し広めたらどうかという話もありましたし、山内審議官からは狭めにとらえるべきだという話もありましたし、問題点の解決策と具体案を出していくという手続の問題が1つと、範囲について今一度確認したいんですが。

○稲継座長 それを我々で多分決めるということだと思っいます。

○松原委員 決めればいいんですけれども、とりあえずこういう提案だというものを一定単位で議論したい。とりあえずスタート点を確認すると、勿論これは意見ではなしに、と

りあえずこの場で決める、この場で議論していきましょう。その場合には問題点とそれに対する解決策と、あるべき姿という形で3ステップの形をそれぞれ個別にやっていきましょう。それから、範囲に関してはとりあえず提案としては、行政と市民セクター間の契約関係に、一通りコアは絞りましょうというお話からのスタートということですか。

○稲継座長 そこがスタート点だと思いますが、これで皆さんの合意がとれていれば。

○松原委員 それで合意をとろうとされていると理解していいですね。

○稲継座長 そうですね。

○松原委員 わかりました。

○駒崎委員 我々がやるべきなのは、今のようにこれが問題です、でも本当はこうあるべきだから、こういうふうにしていきましょうというような議論をしていくべきで、そもそもコンパクトとかどうなんだろうみたいな議論は、ちらほら出ていらっしやると思うんです。そこは置いておいて課題の話をしようではないかということですね。

○稲継座長 多分、両方入っているように私は思うんですけれども、日本版コンパクトでいけいけどんどんというところで本当にいいのかという話があります。イギリスの場合も、私は余り詳しくないんですが、ナショナルコンパクトがまず結ばれて、あそこの国は私の理解では割と地方自治のない国ですから、国会で決めたとおりに地方自治体にローカルコンパクトを結べと命じて、それが無理矢理広げさせられた点があります。それに対して日本の場合には、むしろ地方の方で先に協働というものが始まって、それをどう吸収するかというところで内閣府の方で努めておられると思うんです。それにどれだけコントリビュートできるかということもありますので、そもそもローカルコンパクトということでもいいのかという議論もありだと思えます。だからすごく拡散しているのは拡散しているんです。

○駒崎委員 どれを先に片づけた方がいいですかね。

○稲継座長 そうですね。松原委員、どうぞ。

○松原委員 もう一つ確認なんですけど、今日のメモをつくっていただいたのはローカルな話は置いておいて、市民セクターは政府と書いてありますから、つまり地方政府ではなしに中央政府がメインと考えてよろしいのでしょうか。

○山内内閣府官房審議官 そこは必ずしもそうではなくて、政府セクターというつもりです。円卓会議のときに政府セクター、市民セクター、企業セクターという言い方をした中の政府とお考えいただきたいと思えます。

○駒崎委員 そうしたら、ひとまずちらほら出ている本当にコンパクトの手法でいいのかというところは片をつけて、やるんだったらみんな納得してコンパクトでいこうみたいなふうにしてという感じですかね。

○塚本委員 別に私はコンパクトを否定しているわけではなくて、コンパクトのようなものを導入するのも市民セクターと政府との公契約の関係に関わる論点なので、それはやはり論議した方がいいと思えますし、先ほど整理されたように、やはり市民セクターと政府

との公契約というのは核になると思うんですが、それ以外の企業も含めていくのかだとか、市民セクターの範囲についても論点として議論できる形にして、ただ、余りにも広がり過ぎると成果が薄くなってしまうので、核になる部分はしっかり成果を出して、それ以外と言ったらあれですけれども、もっと広げた議論もできるようにさせていただくという形で理解したんですが、それでよろしいんでしょうか。

○稲継座長　そういうことだと理解しています。吉田委員、どうぞ。

○吉田委員　私はNPO法人にも所属しておりますし、公益社団にも所属しております。自治会にも学校法人にもPTAにもボランティアにもなっているんですけども、今日ちょっと私どもの地元の協働事業リストを持ってきて、ずっと眺めていたんですが、コンパクトをつくって実際にやってみようというときに、なかなか1つにまとまらないです。自分がどの組織に身を置いて協働するのか、あるいはどの分野で協働するのかで相当違う部分があるのかなと思います。ですから、こうあるべき形というのはあると思いますので、課題の現状把握をもう少ししっかりやられた方がいいのではないかということは、時間の関係もあるかと思うんですけども、担い手の形態によっても全然考えが違いますし、どうなんでしょうかと思ったんですが、いかがでしょうか。

○稲継座長　課題の現状把握が重要だという御指摘でした。濱口委員、どうぞ。

○濱口委員　少しずれるのですが、今の議論でよくわからないところがございまして、ここは政府の1部門に置かれている会議です。そこでどのような議論をして、どのように伝えていくかということ自体、ここの位置づけというものがもともとあるものですから、先ほど岩永委員がおっしゃったように、ちょっと私が誤解しているかもしれませんが、下からの盛り上がり、あるいは先ほどの地方政府と中央政府の関わり、いずれもどちらの方向に向けて議論するのかということ、しっかりと見据えないといけないのかなと、抽象論ですが、そのように思います。

1つ申し上げたいのは、今、問題点があると言った中で民間の方に問題点があるという議論をする方に重きを置くのか、あるいは政府の方に問題点があるという方に重きを置くのか、またこれも考えなければならないでしょうし、その議論を踏まえた上で何ができるんですかという議論をするべきであります。なおかつ、その議論をどこの場所でやるのがよいのか、ここの場所でやるのが適切なかどうか。そこまで含めて議論の建てつけをしないと、宙に浮いた議論になりかねないように思います。

以上です。

○稲継座長　ありがとうございます。駒崎委員、どうぞ。

○駒崎委員　まとめると、やはり論点が幾つかあります。そもそも根本的にこの手法でいいのかということ、あるいはどんな課題があるのかという内容面に踏み込んだもの、進め方、最後のアウトプットの仕方みたいな感じで、幾つかが論点に出ているので、論点ごとに片づけていかないといけないと思うんです。でないと発散して議論というか、それぞれの委員のことを考える、お話をするというふうになってしまうので、アウトプットにつな

がりづらくなります。

なので、事務局の方で論点ペーパーみたいな感じで、そもそもコンパクトなんですかという話で30分議論しましょうみたいなところで、それ以外の話題は抑えておいてくださいという形で話して、やはりコンパクトでいきましょうという話だったら、次に内容面を詰めていく。内容を詰めるためには山内審議官がおっしゃったように、どんな課題があるのかをどんどん言っていきましょうという形で論点を順番に片づけていかないと、ちょっと先に進めなような感じかなと思ったんですけれども、座長いかがでしょうか。

○稲継座長 今の駒崎委員のお話は非常にポイントをついたところで、順に片づけていった方がいいような気もいたします。やはりそれぞれの委員が持っておられるイメージが微妙に異なっている部分があって、それを更にまた別の場所をつくってというと、またそこでいろんなイメージができてくるので、結局集約できないので、幾つかの課題、幾つかの論点ごとに順番にやっていく方が私はいいように思いますが、これについてほかにございますか。松原委員、どうぞ。

○松原委員 ペーパーを出していないんですが、言い訳ではないんですけれども、何もしていないわけではなくて、いろいろなところの自治体の協働事業の制度ですとか、NPO等のパートナーシップに当たってというのが、かなりの自治体で既にブースをつくられています。そこで行政とNPOが協働していく、もしくはパートナーシップを持っていく、委託事業をしていく上でどういう課題があるのか、それに対してどういう意見が出たのか、そしてその自治体がどういう形で解決策、あるべき姿などを提案しているのかというのは、かなり蓄積はあるんです。

ですので、まず先ほどおっしゃられたように課題と、それに対する解決策とあるべき姿というまとめ方でしたら、既にあるさまざまな自治体がお持ちのペーパーから、それもかなり自治体だと数年経ているので大分論点が絞られていますから、それを全部まとめて論点を整理していただいて、その優先順位を決めて1つずつ落していく。その骨子で取り上げる取り上げないをやっていく方が早いのかなと。過去の蓄積を無視して、いきなり宙に浮いた話をするよりは、そちらの方が早い。

なおかつ、その際に自治体がやれていなかったような新しい課題についてももしあるならば、駒崎委員が言ったような課題についてもあるんだったら、それもプラスして入れていきながら、どんどん優先順位でとりあえず議論していくかというのを次に決めてはいかがでしょうか。

○稲継座長 先ほど参考資料1で井野参事官の方から説明いただいた、自治体における「新しい公共」の担い手との協働に関する調査を今、進めていただいておりますので、ヒアリングもまだ途中ですね。

○井野内閣府参事官 はい。

○稲継座長 ですから、それも含めて今、松原委員から御提案のあったような形で論点整理をして、幾つかの論点ごとに、これは駒崎委員がおっしゃったように幾つかの順番で絞

って議論するような形に、私としてはしたいんですけども、事務局はいかがでしょうか。
○山内内閣府官房審議官 それでいいかと思えます。ちょっと立場を若干離れて個人的な感想をお話させていただきたいんですけども、やや公契約とか協約等コンパクトに関しては、我々自身が若干自縄自縛になっているところもありまして、もともと円卓会議で日本版コンパクトというよりもイギリスのコンパクトの議論があって、日本でもこういうものがあるべきではないかという御提言があり、その辺についての議論は余り十分にできなかったもので、次の推進会議のテーマにしましょうとなった経緯があります。

それで、6月のときの政府の対応の中でも、政府と市民セクター等との公契約や協約の在り方を検討しますと我々自身が書いてしまっていて、こういう場で御検討いただいているんですが、その後、塚本先生のレポートも含めていろいろイギリスのコンパクトというのを多少勉強している中で、どうも日本は、何かをつくって、それを日本版コンパクトと言えばそれはそれでいいのかもしれませんが、イギリスと同じような形式のものを日本に持ってくるというのはいかがなものかという気がし始めたというのが正直なところではあります。

そういうこともあって、むしろ中身の方から攻めて行っていただき、最後にそれをどういう形でまとめるかとしていただけると、うまくまとまるかなということで、先ほどのようなことを申し上げたんですが、そのこと自体がスタートラインのところ、確かにきちんとしておかないと、この議論の経緯としてのスタートラインという意味ですが、そのところも含めて論点1、2、3、4、幾つかあると思えますが、そういうものを一度網羅的に整理させていただいた上で御意見を承った方がうまく整理できるような気が今、皆様方の御意見を聞かせていただいてし始めましたので、まずその作業をしてみます。ちょっと時間的なこともございますけれども、まずそれをさせていただこうかと思えます。それでよろしければですけども。

○稲継座長 それでは、松原委員、市原委員、お願いします。

○松原委員 是非それをお願いしたいと思うんですが、私も自分でやろうかと思って、忙しくて途中でやめたんですが、そう時間のかかる作業ではないと直感的に見ています。というのは、かなりいろいろな自治体でアンケートも取られていますし、それに対していろいろと何が問題かという細かい分析は委員会ですでにされているんです。ですから、それを引っ張り出してきて、あとは問題ごとに整理していけば、自ずからその自治体の対応はわかりますので、自ずから整理するだけかなと。インターネットからどんどんくっついていって、あとは整理するだけだと思います。

ただ、基本的に私の頭ではごめんなさいなんですけども、そういう作業は当然あるものだと思って会議に臨みましたので、そういう作業を是非もう一回やっていただきたい。とりわけ協働の調査、こういう事例の形でもいいんですけども、各事例の前には必ず各自治体がやった調査が全部入っていると思えますので、その辺りをもう一回きちんと整理していただくと自ずから出てくると思えます。その上で、この事例を見ながら、これが一つの解決策だという中で、さはさりながら、今、解決してないことが現場ではあるという、更に

もう一步先に進んで議論が始まるのかなという気がします。

イギリスのことはちょっと置いておいて、日本で既にこの数年、2000年以降やられてきた幾つかの試みをしっかりと踏まえた上で議論ができる。なおかつ、せつかく我々は議論するわけですから、もう一步進めて、それに加えて新しい議論ができるような形が望ましい。イギリスのことは、その後でもう一回見たらいかがかと思います。

○稲継座長 ありがとうございます。

市原委員、どうぞ。

○市原委員 資料3で提出させていただいたのが、ルールブックを作って5年という節目の21年度に、今、NPOと行政の協働でどういった課題があるのかということ、ルールブックに基づき設置された「NPOと行政の協働に関する実務者会議」において、この会議には、藤岡さんにも委員になっていただいているんですけども、そういったことで1年間かけて議論した結果が、今日提出した資料です。この中で松原さんも言われたように、それぞれの自治体レベルで、いろいろ協働の在り方を絶えず評価・検証して、それでその課題解決に向けて取り組んでいるということは現実だと思います。

いずれにしても、コンパクトなるものを作るのが目的ではなくて、その先にコンパクトに基づく有効な社会づくりというのがあるものですから、結局、課題をどう克服していくか、そして、その克服のためには、塚本先生が示されておりますけれども、法制度の整備とか、先ほど横石委員がおっしゃられたような人材の育成にどう取り組むかという、やることが非常に多いと思っており、それぞれが非常に大きなテーマだと思いますので、ここで課題の整理をきちっとすることは、何をやるべきかということがそこから当然見えてくることになりますので、参考までに私の資料の御紹介をさせていただきました。

それから、どうしても一つ気になることがあります。市民セクターというと、今までの議論を聞いても非常に幅広なんです。企業までを含むコンパクトという話になると、私、愛知県のルールブックの世界からすると、ちょっとぴんとこないところまで行ってしまうものですから、どこまでの人たちの共通項といいますか、その抽出をどう整理するかということが気になるところでございます。

以上でございます。

○稲継座長 ありがとうございました。最後のところも重要な話ですので、それも論点の一つとして皆さんで議論することにしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。参与、お願いします。

○宮崎内閣府参与 塚本委員の出されている論点整理の中の1ページの最後のところに、政府との協働というときに政府というのが狭い意味での行政に限定され過ぎていないかということと、議員の関与が弱いという御指摘は、民主主義との関係で大事なのかと思いますので、もうちょっと補足的にこの論点について先生の方から説明していただくとありがたいのですが、よろしくをお願いします。

○稲継座長 資料6ですね。塚本委員、お願いします。

○塚本委員 協働が政府との協働というよりも行政との協働というのは、この間もお話しましたけれども、イギリスのローカルコンパクトだとか地域戦略パートナーシップ（LSP）の場合は、運営委員会だとかそういった場所に議員が参加するんです。ですから、そういう意味で行政職員とNPOとの協働だけではなくて、必ず議員が参加するので、そういう意味で政府が参加する。ですから、ある意味で政策にも反映しやすいところがあると思います。

そういう意味で、日本の協働の場合はどうしても、例えば福祉であればその福祉の所管課の職員と協働している。例えば担当課の非常に理解のあった職員が異動してしまうと、またその協働がうまくいけなくなったりだとか、そういう非常に狭い範囲での協働が多い傾向があるので、そういう意味で政府との協働をもう少し行政との協働を超えて進めていく必要があるという意味で指摘しております。

○稲継座長 これは日本とイギリスの地方自治の仕組みがすごく違いますので、議会内閣制を取っているのか、二代表制を取っているのかによって、イギリスの場合は地方自治体というともうローカルオーソリティーで、基本的には議員が内閣をつくって、それで事務総長を雇ってという仕組みになっていて、基本的に議員が関与するのは当たり前ですけども、日本の場合にはどうしても首長の下で行政職員が関与せざるを得ないところがあります。

ですから、日本で議員も関与させようとする、二代表制の下でどう議員に入っているかということを考えなければならぬし、あるいは議会内閣制とか今、話題になっているような制度に行き着くのかどうかということもありますね。

ほかに何かございますか。事務局、お願いします。

○井野内閣府参事官 ちょっと補足的に、事務局の考え方としては、先ほど山内審議官の方から申し上げたことに尽きるわけですけども、若干補足的に申し上げますと、成果物の性格ですとか位置づけに係る論点などを一つひとつつづいていくべきということで、それが必要だと我々も思っております。

実は、前回の調査会議のときに、事務局から出させていただいた論点整理の紙というか、まだ論点整理になってなかったんですけども、論点の問いかけの紙のようなものを出させていただいて、その中で我々のつくるものはどういうものか、実効性はどのように担保すべきなのか、日本版コンパクトなるものの位置づけ、役割は何なのでしょうかとといったような論点を幾つか問いかけさせていただいたんですけども、恐らくそのときには、やはり漠然としたイメージの中で、具体的なものが見えてない中でなかなかそういう議論を深めることができなかつた感じだと思うんです。それで御提案もいただいて、できるだけ具体的なイメージを固めて議論しようではないかということで、今日ここに資料1で出させていただいたようなメモをつくったという流れになっています。

実はこの前のペーパーでは、単なる問いかけだけで、こちらの考え方もなかったものから議論が深まらなかったところが恐らくあるんだとも思いますので、こちらでも考え

方を整理した上で一つひとつ論点をつぶしていけるような議論をしていただけるように準備させていただきたいと思います。

もし可能でしたら、そういった前回のペーパーにあるようなこと、実は我々もなかなか答えをすぐに御用意できないような論点でもございますので、そういった論点について、実はこういうことで考えればいいのではないか、こういう考え方ではないかということを出していただければ、それをうまく全体をくみ上げる形で論点を整理していけるのかなという気がいたしますので、もしその辺御意見がありましたら、是非ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○濱口委員 今の論点整理の案というものを、こちらの準備できる時点でお出しいただいて、それに対してペーパーを準備して行って、それを踏まえて座長の方でということはスケジュール的に可能でしょうか。

○稲継座長 次は3月上旬で、事務的にどうですか。

○井野内閣府参事官 頑張ります。そのようにやらせていただければと思います。

○稲継座長 松原委員、どうぞ。

○松原委員 今のお話なんですが、前回、今回と大部混迷していると思うんですが、ただ、少しは進んでいるかなという気がしているんですけども、言いたいことは前の資料1に戻られると困るということなんです。つまり、何回も言うようですけども、割と自治体とNPO法人レベルの契約とか人材交流とか、そういうものに関してはかなり調査とかいろいろ課題が既にいっぱいピックアップされているんです。それに対してのいろいろな提案も既になされている。そういうことを踏まえて、具体的にそういうところから入っていただきたいと思っているんです。

ですので、前の資料のように、いきなり制度の位置づけとか役割という抽象的なところから入られてしまうと、また議論が宙に浮いてしまうので、例えば具体的に、では自治体の積算の在り方、行政の積算の在り方は一体何が問題なのか。間接業をやっていく上で何が問題なのか、どういう積算のやり方があってということはまだ既にかなり調査はありますから、そういうところから入ってくるような議論をやる。

今、例で言いましたけれども、そういう議論は人材交流についても、それぞれのブロックごとにあるわけです。ですのでそういう議論をブロックごとにまとめていただいて、そのブロックごとにまず優先順位を決めて、落としていけるような仕組みで議論していける。それで必要に応じては、それこそ自治体の方、いろいろな方も入っていますし、調査もやっていたいただいているわけですから、そういう調査の最新の結果を見て、ではそういう提案をして、新しい解決策が出てくると、どこでつまづいているか、どこがうまくいっているか、そういう議論ができるような形にさせていただきたいと思います。

○井野内閣府参事官 私は先ほどの議論を聞いていて、その両方を求められているのかと思ったんですけども、むしろ前回のペーパーに戻るような論点をつぶしていく議論は後回しにしておいて、具体的なところをまずやった方がいいという御意見と理解してよろし

いですか。

○松原委員 私の意見は、そういう意見です。

○稲継座長 この点については、ほかの委員はいかがでしょうか。前回のペーパーは、今、皆さんお手元にはないと思いますが「1. 総論」「(1) 成果の位置付け・役割」「(2) 対象とする主体」「(3) 対象とする連携の範囲」「2. 担い手と行政の役割に関する基本的考え方」「(1) 担い手と行政の役割分担」「(2) 行政に求められる役割」「(3) 担い手に求められる役割」「3. 連携に当たっての基本原則」こういう論点整理を出していただきました。「1. 総論」「(1) 成果の位置付け・役割」の中に、英国のコンパクトは、その原則に基づいた何とかというものがあるんです。だから、この順序でやったとしても、先ほどの駒崎委員の言葉を借りればつぶすということは可能かと思います。ただ、その中で宙に浮いた話だけでは困るので、松原委員がおっしゃったようにいろいろな実例をまとめたようなものもここに盛り込んでもらって議論の素材を出してもらおう。前回の論点整理の素案だけだと、非常に宙に浮いた議論しかできないので、もっと具体的な話をたくさん盛り込んでもらおうような議論の進め方にしてはどうかと思うんですけれども、折衷案ですが。

○松原委員 それに対して、今、話に出た前回の資料1、私は持って来ていないので濱口委員に借りたんですが、例えば総論1、つまり、つぶすべき論点がこういう形になっています。英国のコンパクトは、その原則に基づいた行動を促すための仕組みがなく、実施へのインセンティブが低いとの課題が指摘されているが、実効性をどう担保するか。こういうことをつぶすことはかなり難しいと思うんです。英国のコンパクトは、なかなか実効性が担保されていないと聞いているけれども、どうやって事項性を担保するかということから入って行って議論していくことは難しく、では英国のコンパクトはどうして実効性がないのかという議論になってしまって、それは余り意味がなからうという話なんです。

ですので、前の論点をつぶすというのは、もし日本の実情に基づいた論点を議論した後には議論に戻るんだったら可能性はあるんですが、この前の資料1の総論、つまり英国ではという話がずっと続いているわけです。英国では、自治体ごとに細部の異なったコンパクトがあるけれども、日本ではどんな対応を求められるかとか、そういうことをつぶしていくことは余り意味がないと考えるというか、多分つぶせませんので、もう少し日本の実例で、日本の行政とNPO法人、公益法人も含めて、いろいろなそういう団体が契約を結ぶ際に、では実際に契約のときに何が問題なのか。その1はコストの計算、その2は情報の提供、そういう形で論点を上げて行って、その論点に対して法的な基盤はどうなっているのかとか、さっき岩永委員がおっしゃったように、協働といっても一方的な受託、請負になるので、そういう点で協働の仕組みが果たして可能なのか、そういう形で論点をつぶしていかないと、永遠に宙に浮いた議論になってしまう。

だから、むしろ今のような形で論点を整理していただいて、いろいろな資料があるので、整理するのはそんなに難しくないと思っているので、整理した上でこれを議論の俎上に上げていただいて、多分ブロックで整理されると思うので、そのブロックごとに一覧があれ

ば、このブロックから議論していこう、この会議はこのブロックを議論するのがメインだということで、この会議の優先順位も決まってくると考えるということです。

○稲継座長 駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 松原さんの御意見に反対というわけではないんですけども、例えば英国では余り機能していないという話があります。でも日本でも機能してないところもあったりするわけです。市原委員や稲継座長が御提案してくださったように、うまくいく場合もあればうまくいかないときもあったり、それは国レベルだとどうなのかというところを再三御意見されていたので、そこは結論出ないかもしれないんですけども、それは何でうまくいってないのか、それは日本でも英国でもうまくいってないところがあるんだったら、そこは話さなければいけないという気は何となくすることが一点です。

ただそればかりずっとやっても、おっしゃるとおり話が進まないの、それはそれで座長の方で仕切っていただいて、この議論はここまでと、いろいろ意見が出たけれども、まとめるとこうだという形で、一つひとつ仕切っていただいて、タイムマネジメントしていただいて進めていけば、共存はできるんじゃないかと思ったので、ある種事務局と座長の方で、こういう進め方で行こう、論点はこうしようというところでタイムマネジメントしながら意見を聞きつつ進めていくという、ぐいぐいやっていただいているのかなと思います。これは一意見ですけども。

○稲継座長 ありがとうございます。いろいろ意見をちょうだいしまして、ありがとうございました。私の感触ではおおむね進め方の合意が取れたんじゃないかと思っておりますので、幾つかの論点を順番に、しかも松原委員のおっしゃるような、非常に具体的な事例を機能的に盛り込んだ形で議論を進めるということ、そのたたき台を事務局の方でつくっていただく。できれば次回、3月上旬の何日になるかわかりませんが、この会議の数日前には皆さんに一応お示しして、それについての御意見もできたらメールでいただいて、委員資料としてここに出して議論を、できるだけ実りあるものにしたいと思っておりますが、そういう進め方でよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○稲継座長 それでは、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。どうぞ。

○松原委員 議論はそれでOKですが、ただ先ほど藤岡オブザーバーの方からワーキンググループのお話がありましたが、一応社会福祉法人等の情報公開については、参考資料3の「1. 情報開示・発信基盤整備に当たっての課題」の最後の2行に、こうした取組を通じてNPOをスタートとして非営利法人の情報開示・発信基盤が広がっていくことを期待するというので、一応視点には入れているということです。

ただ、この辺に関しましては、まず第一にパブリック・コメントをやったときに、専門委員と推進会議の委員の方にパブリック・コメントを同じように意見を求めまして、専門委員会からは岩永委員、推進会議からは坪郷委員の意見をいただいています。最後のまと

めの前にもう一度、専門委員、推進会議に御意見をいただくような形を設けたい。これはまだ決まっていませんがそう思っておりますので、是非最後のまとめの前にそういう御意見をいただければと思っているところで、そういう形で進めていければと思っています。よろしく願いいたします。

○稲継座長 市原委員、お願いします。

○市原委員 情報のワーキンググループに関して、1つお願いがあるんですけども、私も愛知県は、平成21年度にNPO法人アピール情報という仕組みづくりを行って、本年度から運用しているんですけども、その仕組みを作ったねらいは、まさにこの情報開示・発信基盤整備の課題をどう克服するかという観点で仕組みづくりを行ったんです。作って、まだ1年という中で、新しいフォーマット等も示されて、これで全部一からやりなさいという話になると、ちょっと数百万投じてやった愛知県の取組みは何だったんだということになってしまいますので、多少の経過措置的な御配慮もいただけるとありがたい。

特に新しい公共支援事業絡みの情報開示のこともございますので、その辺りを御要望させていただきたいと思います。

以上でございます。

○稲継座長 ありがとうございます。

○松原委員 それは了解しました。十分考えていきたいと思います。

○稲継座長 ありがとうございます。進め方につきましては、先ほど私の方からまとめさせていただいたような形で、事務局と相談して進めさせていただきます。次回日程は、一応3月上旬を検討しておりますが、詳細は事務局より御連絡させていただきます。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。